

発達障害児支援医療・保健・福祉・教育等連携強化事業について

本府では、発達障害の専門医療機関における初診待機期間の長期化へ対応するため、本年度から、府立こども発達支援センターを中心に、「発達障害児支援医療・保健・福祉・教育等連携強化事業」に取り組んでいるところです。

引き続き、関係機関と連携して取組を進めます。

1 事業概要

<目的>

- ① 発達障害の疑いのある児童のうち、迅速な医療的支援を必要とする児童の速やかな診療を実現
- ② 発達障害児と保護者が適宜・適切にニーズに応じた機関へ繋がる医療、保健、福祉、教育の地域連携体制を整備

<内容>

1. 医療的支援の拡充

- ① 府立こども発達支援センターの精神科医及び看護師を増員
- ② 府立こども発達支援センターと地域の医療機関とのネットワークを構築
- ③ 発達障害のある児童の診療を目的とした地域の医療機関に従事する医師への支援

2. 地域連携体制の整備

- ④ 圏域単位で関係機関の連携体制を構築（各機関の役割整理、情報共有）
- ⑤ 府立こども発達支援センターの受診に必要とする「情報提供書」等の様式を導入、関係者を対象に勉強会等の開催
- ⑥ 様式の活用を通じて、関係機関による情報共有の円滑化、定着化

2 実施状況（令和4年度の取組）

- ・山城南圏域において、発達障害児の専門医療体制整備に向けた協議
- ・府立こども発達支援センターにおいて、学齢児を対象とした「情報提供書」等の様式を作成

3 今後の予定（令和5年度の取組）

- ・京都山城総合医療センターで小児の発達の診療実施に当たり、地域の連携体制等について継続協議
- ・府立こども発達支援センターにおいて学齢児の様式導入、地域医療機関におけるネットワーク構築、医師の研修等受入体制に向けた調整
- ・発達障害児相談支援拠点等において、様式導入に伴う特別支援教育コーディネーター等支援